

市県民税

個人が1月から12月までの
1年間に得た所得にかかる
県と市の税金です。

《市県民税の申告が必要な方》

- 平成22年1月1日現在、田原市に
住所があり、次に該当する方です。
- ① 事業収入・給与・年金収入などの
ある方
 - ② 収入はないが、どなたの扶養にも
なっていない方
 - ③ 収入はないが、国民健康保険に加
入している方
 - ④ 収入はないが、介護保険の第1号
被保険者の方（65歳以上の方）

介護保険と医療費控除

介護保険の認定を受けた方 のおむつ代にかかる医療費控除

医師が「おむつを使用することが必要」と
認めた方のおむつ代は、医療費控除の対象
となります。申告には、医師が発行する「お
むつ使用証明書」が必要ですが、この控除
を受けるのが2年目以降の方には、福祉課
でも証明書を交付しています。

介護保険の認定を受けた方 の障害者控除

認定にかかる主治医意見書で、障害の程
度や寝たきりであることが確認できれば、障
害者控除（特別障害者控除）の対象となり
ます。申告には、福祉課で交付する「認定
書」が必要です。（ただし、身体障害者手帳
をお持ちの方を除きます。）

証明書・認定書の発行に関する手続きな
ど、詳しくはお問い合わせください。

▶ 福祉課 ☎23局3217 ☎23局3545

《市県民税の申告》

※①～④に該当しても、確定申告書
を提出する場合は、市県民税の申
告は必要ありません。

申告書は、市県民税の税額を正し
く算出する基礎となります。申告が
ない場合、国民健康保険税や介護保
険の保険料・利用料の軽減や減免な
どが受けられないほか、市営住宅、
融資、児童手当、保育園などの申請
に必要な所得証明書なども発行され
ません。

確定申告が必要なのか、市県民税
の申告が必要なのかは、収入状況に
よって異なります。どちらで申告す
れば良いか分からない方は、お気軽
にお問い合わせください。

●確定申告日程表

受付時間 ▶ 午前9時～午後4時

月/日	田原市役所 (大会議室)	渥美支所 (301会議室)	赤羽根市民センター (旧赤羽根支所)
2/16 水	吉胡・木綿台・吉胡台・西浦・姫見台・光崎	宇津江・村松	
17 木	浦	八王子・馬伏	
18 金	川岸・漆田(1～3区)・神戸市場・青津・希望が丘・赤松・志田・新美	江比間	
19 土	長上・久美原・浜田・百々・新浜	伊川津	
22 月	大久保	石神・夕陽が浜	
23 火	相川・谷熊・やぐま台	高木・折立・山田	
24 水	波瀬・片浜・片西・白谷	古田・長沢	
25 木	雲明・東馬草・山ノ神・西馬草・仁崎	中山	
26 金	芦・南・彦田・保井・今方・北海道・野田市場・ほとと台	小中山	高松校区
3/1 月	萱町(1～3区)・本町・新町	福江	
2 火	豊島・御殿山	保美・向山	赤羽根校区
3 水	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘	亀山・西山	
4 木	加治・赤石・衣笠・東滝頭	伊良湖・日出	若戸校区
5 金	大草・大草団地・南町・谷ノ口・東ヶ谷・東赤石・サンコート	堀切	
8 月	八軒家・藤七原・鎌田	小塩津・和地・一色	若戸校区
9 火	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑します。 できる限り早めに申告を行ってください。	和地・土田	
10 水		地区別の指定はありません。 どなたでも申告できます。	
11 木			
12 金			
15 月			

▶ 譲渡所得のある方は、2月24日(水)・25日(木)・26日(金)に田原市役所会場(大会議室)でご申告ください。(渥美支所・赤羽根市民センターでは行いません。)

▶ 地区別指定日に都合の悪い方は、申告期間内の都合の良い日に申告してください。また、市内の方は、いずれの申告会場でも受け付けていますので、ご都合の良い会場をご利用ください。

▶ 赤羽根市民センターでは、2月16日(火)～25日(木)の期間は受付を行いませんので、他の申告会場をご利用ください。

▶ 収支計算書などの書き方や消費税に関する申告、その他申告について分からないことがある方は、税務署または税理士による相談日[2月16日(火)～3月3日(水)]に田原市役所会場でご相談ください。また、渥美支所会場でも「税理士による相談日」を2月24日(水)～3月3日(水)の期間で開設します。